

自治体財政 改善のヒント 第55回

指定管理者を点検・評価する視点
収支は実態を示しているか

大和総研金融調査部 主任研究員 鈴木 文彦

指定管理者制度において自治体は、公の施設の管理状況の点検のため、指定管理者から事業報告書の提出を受ける。なかでも収支状況は、制度の目的である経費節減の達成度を評価し、かつ運営の持続性に問題がないことを確認するのに重要だ。点検でまず目を向けるのは収支差額、すなわち利用料金その他の収益から管理経費等を差し引いた利益である。もっとも、それ以前に当の利益水準が指定管理者の管理実態を正しく示しているか検証せねばなるまい。これが今月のテーマである。

減価償却費は正しく計上されているか

民間企業が指定管理者となった場合、管理対象となる公共施設の会計は企業本体と区分される。たとえば本誌375号で紹介した大阪府吹田市の市立吹田サッカースタジアム。指定管理者の株式会社ガンバ大阪は、チーム運営の会計とは別に施設会計を立てて管理している。内部会計では施設会

計がチーム運営会計から利用料金を收受。指定管理者の事業報告書に載るのは施設会計である。

役割分担した複数の民間企業が集まって対象施設に特化した共同事業体（コンソーシアム）を立ち上げるケースも多い。本誌365号に書いた大阪城公園パークマネジメント事業において園内施設の指定管理者は民間6社からなる「大阪城パークマネジメント共同事業体」だった。同じ名前で作やこしいが代表者は大阪城パークマネジメント株式会社。電通関西支社、読売テレビ放送、大和ハウス工業の3社が出資したSPC（特定目的会社）だ。3社は共同事業体の構成員でもある。

むろん大阪市が点検及び開示するのは共同事業体の方でSPCではない。2018年度の収支状況によれば税引前利益は6億4200万円（図1）。ここから法人税等を控除した純利益が市に支払う納付金の計算根拠になる。だいぶ儲かっているようだが、実態はSPCの決算公告の方が近い（図2）。大阪

図1 指定管理者の事業報告

大阪城パークマネジメント共同事業体	
2018年度	(単位：百万円)
営業収益	2,724
営業費用	1,808
人件費	134
共通等	175
減価償却費	169
営業利益	917
営業外収益	23
営業外費用	6
税引前利益	642
法人税等	197
当期純利益	445
市への納付金	291

出所：大阪市

図2 SPCである大阪城パークマネジメントの決算公告

第5期決算公告			
令和元年6月18日		大阪府大阪市中央区大阪城1番1号	
		大阪城パークマネジメント株式会社	
		代表取締役 木下 健治	
貸借対照表の要旨(平成31年3月31日現在)(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,258	流動負債	802
固定資産	6,637	賞与引当金	4
有形固定資産	576	その他	798
無形固定資産	5	固定負債	5,542
投資その他の資産	6,054	負債合計	6,344
		株主資本	2,551
		資本剰余金	800
		資本準備金	800
		利益剰余金	951
		その他利益剰余金	951
		純資産合計	2,551
資産合計	8,895	負債・純資産合計	8,895

損益計算書の要旨		
(自 平成30年4月1日)		
(至 平成31年3月31日)		
(単位：百万円)		
科 目	金 額	
営業収益	2,736	
営業費用	2,342	
営業外収益	393	
営業外費用	38	
経常利益	374	
特別損失	3	
税引前当期純利益	370	
法人税、住民税及び事業税	111	
法人税等調整額	△ 32	
当期純利益	291	

出所：官報

城パークマネジメント事業は大阪城公園のリニューアルに4年で70億円以上の資金を投じている。20年の事業期間を考えれば年間5億円程度の減価償却費があるはずだが、収支状況に計上されているのはその3割弱だ。

他方SPCの固定資産が66億円、固定負債が55億円と、それぞれ償却後の投資額累計とその原資であろう借入金の額を反映している。この事業はリニューアル成果を大阪市に寄付、その後改めて管理を担うスキームだ。設備投資のうち寄付扱いになったものは、指定管理者の会計の減価償却費及び原資となる利払い費に含まれないとされる。

指定管理者の収支状況にリニューアルに関する経費の大半が計上されていない。一方、営業収益はリニューアルの貢献いかににかかわらず全額計上。つまり、指定管理者の利益が経営実態に比べ大きくなっている。納付金が入リニューアル経費なしの利益で計算されるため、市ひいては住民にとって「良いこと」と言えなくもない。とはいえ償却後利益が赤字転落しても利益連動の納付金が徴収される可能性を思えば民間企業にはやや厳しい。類似案件の参入意欲に水を差しかねない。

なにより点検の趣旨にかんがみれば、経営実態をあるがままに開示するに越したことはない。本事例の場合、指定管理者は法人税等の支払額がSPCの倍近い。もっとも報告書上の法人税は市への納付金を計算するための仮定計算で実際に支払った額ではない。明確な注記があればともかく、通常の損益計算書と見て見たとき経営実態をミスリードする可能性がある。

親会社への資金流出を精査せよ

実際は、大阪城パークマネジメント事業とは逆に、経営実態に比べ利益を少なく計上するケースが多いと思われる。16年12月、別府市の観光施設「地獄蒸し工房鉄輪」の当時の指定管理者が利益を約2400万円過少申告したことが明らかになった。報道によれば、利益が多いと再契約時に受託料が減額されると考え虚偽報告に及んだようだ。

過少申告は論外だが、利益を抑える動機を踏ま

えたチェックが必要だ。着眼点は親会社に対する資金の流れである。第1は人件費だ。事業報告書上の人件費と勤務実態を比較し整合性を確認する。親会社と指定管理者の兼務の場合、両方の職務分担割合も着眼点だ。理由なく上下していないだろうか。指定管理者の職員が親会社からの出向扱いの場合、実質的には人件費でも指定管理者の人件費に計上されないケースがある。親会社が出向者に給与を支払い、指定管理者は給与負担金を親会社に支払う。図1で約50人の職員に比べ人件費が一見少ないのは、総務部門の出向社員が人件費ではなく共通費に計上されているからだ。

第2は親会社に支払う様々なサービス料だ。たとえば労務・会計などスタッフ業務を親会社と兼用するとか、何らかの技術的支援をあてにしているとかなの場合、本社サービス使用料や技術指導料などの勘定で対価を親会社に支払っている。実質的な利益移転となっている可能性を念頭に、当の業務内容と積算根拠を精査する必要がある。

第3は委託費だ。複数の企業グループでSPCを組んだ場合、形式的には役割分担に応じて各企業がSPCから業務を受注する仕組みになる。言うまでもなくSPCの支払いの大部分が企業グループに対する委託費になる。人件費その他経費の内訳がブラックボックス化するのが難点だ。ちなみに大阪城パークマネジメント事業は利益計上のうえ各構成員に配当還元している。

一方、体面上SPCで利益を出しづらいケースでは実質的な利益を委託費に乗せて発注するようになる。こうしたことも踏まえ、SPCだけでなくその構成員の収支を含めた施設の総合収支の開示が今後の課題だ。有価証券報告書の開示項目に「関連当事者との取引」がある。過渡的だが指定管理者の事業報告書に含めるのも一考だ。

そもそも論として、自治体は民間の経営努力を尊重し、むやみに委託額を減額しないことだ。査定された予算は使い切る文化につられ、委託事業に余りが生じるのを良しとしない風潮はないか。自治体にとっては「不用額」でも民間にとっては成長の原資であることを忘れてはならない。 **G**